

巨理町ネーミングライツ・パートナー募集要項【提案型】

1.趣旨

本町では新たな財源を確保するとともに、民間企業等とのパートナーシップにより町民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、本要項のほか、巨理町有料広告掲載の取り扱いに関する要綱（令和4年巨理町告示第12号。以下「有料広告掲載要綱」という。）に従って、ネーミングライツ事業を実施します。

2.ネーミングライツの概要

ネーミングライツ（命名権）とは、本町が保有する施設等（以下「施設等」とします。）に企業名・商品名などを冠した愛称（名称）を付与し、名称として使用することでネーミングライツ・パートナー（ネーミングライツを取得した民間事業者等）から町が対価などを得て、施設の良好な管理運営に役立てるものです。

契約締結後、町ではその愛称を積極的に使用しますが、条例上の施設名称（正式名称）は変更しません。また、愛称決定後も条例上の名称を併記させていただくことがあります。

◆ネーミングライツ導入のメリット◆

①PR効果

本町の施設等に命名した愛称が標示されることにより、本町が行う周知や広報活動、ネーミングライツ・パートナーが看板等を設置するで、幅広いPRが期待できます。

②イメージアップ効果

地域貢献企業として、企業ブランドや商品価値のイメージアップに繋がります。

3.参加要件

ネーミングライツ・パートナーとしてのふさわしい資力及び信用を備え、以下に掲げる条件に該当しない民間事業者等が応募できるものとします。

- (1) 巨理町競争入札参加資格及び審査等に関する規程及び巨理町指名停止要領に基づく指名停止中の者
- (2) 巨理町暴力団等排除措置要綱に該当する者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定するものに該当する者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規程により、更正手続開始の申し立てをしている者
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規程により、再生手続開始の申し立てをしている者
- (6) 地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触する者
- (7) 国税及び地方税を完納していない者
- (8) 政治的・宗教的な関連性や要素がある場合
- (9) その他町長が不適切であると認めたもの

4.提案金額及び契約期間

(1) 提案金額

提案金額は消費税額及び地方消費税額を除いた年額で提案ください。

ただし、提案金額が著しく安価な場合は、お断りすることがあります。

また、事業者から対象施設等に提供するサービスなどの提案があれば、併せて審査します。

(サービスの例) 建物のリニューアル、壁面塗装、清掃活動、除草作業、花壇整備施設で使用する消耗品や備品の提供 など

(2) 契約期間

契約期間は、原則3年以上とします。

ネーミングライツ期間の始期は、町民への周知期間や導入準備に要する期間を踏まえて協議により決定します。

(3) ネーミングライツ料以外の費用負担等

施設名称の標示(看板等)を愛称に変更することに伴う経費や新たな標示等を設置する費用、これらの愛称使用間における維持修繕に要する経費及びこれらの愛称使用期間の終了に伴う原状回復に要する経費をネーミングライツ・パートナーに負担していただきます。

また、表示サイン・看板等の設置箇所については、協議することとします。

内容	費用負担者
ネーミングライツ料(提供サービス含む)	ネーミングライツ・パートナー
既存の看板の付替えや新規設置及び維持管理費用(設計費等も含む)(※注1)	
契約終了後の原状回復に係る費用	
パンフレット、封筒等の印刷物(※注2)	町
町ホームページの表示変更	

(※注1) 表示サイン・看板等は、大きさやデザイン等について宮城県の屋外広告物条例等の基準に従い設置して頂くこととなりますので、表示できる内容に一定の制約があります。

(※注2) 印刷物については、残部数や切り替え時期などを考慮し、協議の上、変更時期を決定します。

5.提案の条件

(1) ネーミングライツの提案

- ①『親しみやすさ』や『呼びやすさ』等、町民等の理解を得られるような愛称としてください。
- ②有料広告掲載要綱第3条に該当しない広告とします。
- ③利用者等の混乱を避けるため、契約期間中は特別な場合を除き、愛称の変更はできません。
- ④愛称は商標権等の侵害とならないよう、事前にご確認ください。
- ⑤社会通念上、愛称として標示することが適当でない認められるものは、命名できません。
- ⑥複数企業等から1つの提案をいただくことも「可」としますが、その際は代表企業等を設定して、責任の所在を明確にしたうえで応募してください。

6.提案の対象とする施設

提案対象施設については、スポーツ施設、文化施設、道路、公園など町が設置している公の施設（及びそれらの一部）を想定しています。

ただし、役場庁舎や小中学校、保育所、児童館、町営住宅は除きます。

また、次のいずれかに該当し、ネーミングライツの付与の対象としてふさわしくないと判断した施設等や既にネーミングライツの導入済み、もしくは導入を検討している施設は対象外とします。

- ・町民生活に混乱を招くおそれがあるもの
- ・公平性、中立性を損なうと誤解を受けるおそれがあるもの
- ・ネーミングライツ事業により、施設等の設置目的を妨げるおそれがあるもの

7.事前対話

ネーミングライツ・パートナーを検討される際は、事前対話を行いますので、応募前に亘理町ネーミングライツ・パートナー事前対話申込書（様式1）を提出のうえ、本町との事前対話を行ってください。

8.応募方法

（1）応募期間

随時申込を受付いたします。 ※事前対話を必ず行ってください。

（2）提出先

〒989-2393 宮城県亘理郡亘理町字悠里 1 番地

亘理町企画課 共創イノベーション班

TEL：0223-34-0505

電子メール：kikaku1@town.watari.miyagi.jp

申込書の提出時間は、亘理町役場開庁日（平日）の午前8時30分から午後5時15分までとし、直接持参いただくか、電子メールで申込書類を提出してください。

（3）申込書類

- ① 亘理町ネーミングライツ・パートナー申込書（様式2）
- ② ネーミングライツ応募に係る誓約書（様式3）
- ③ 会社概要（パンフレット等任意様式）

（4）注意事項

提出いただいた書類は返却できませんのでご了承ください。

また、応募及び対話・調整にかかる一切の費用（事前対話等にかかる人件費・交通費等を含む一切の費用、損害等）の補填や賠償はいたしません。

9.選定方法（審査の流れ）

ネーミングライツ・パートナーの選定は、次のとおり進めます。

（1）事前対話の申込

ネーミングライツ・パートナーを検討される際は、申込内容等の確認が必要となるため、必ず本町と事前対話を行って下さい。

（2）申込書の提出

募集要項にあった内容となっているか確認の上、受け付けます。

（3）審査等

ネーミングライツ・パートナーの採用の可否等については、有料広告掲載要綱第14条に規定する審査委員会において審査、決定を行います。

ただし、申込者が2者以上となった場合は、有料広告掲載要綱第8条第3項及び第4項に基づき決定します。

10.審査結果の通知及び公表

（1）審査結果の通知

応募に対する審査結果は、応募していただいたすべての申込者に通知します。

（2）審査結果の公表

審査により選定された施設及び名称については、町ホームページ及び広報にて公表します。

なお、選定されなかった申込者についての公表は行いません。

11.契約の締結

ネーミングライツを実施するにあたり、施設を所管する部署において必要な調整や契約手続等を行います。

また、ネーミングライツ・パートナー決定のPRのため、ネーミングライツ・パートナーの希望に応じて調印式等を開催します。日程については、別途協議します。

12.留意事項

- ①ネーミングライツ・パートナーの事情、違法行為等により、当該施設の愛称の維持が困難な場合は、契約を解除することがあります。その場合、原状回復に必要な費用はネーミングライツ・パートナーの負担とします。
- ②情報公開請求があった場合には、巨理町情報公開条例に基づき申込書等を公開することがあります。
- ③申込書等に虚偽の記載があった場合には、失格とします。
- ④申し込まれた施設が、指定管理者制度を導入している場合は、事前に指定管理者と協議を行い、承諾を得た場合にのみ、ネーミングライツ導入の手続きを進めることとなります。
- ⑤ネーミングライツ・パートナーは、契約期間満了時、次回契約に関して優先的に交渉することができることとします。
ただし、競合する申込がないか確認を行う場合があります。